

*下記の順に並べてチェック表といっしょに提出してください。

入学料免除・徴収猶予申請書提出書類チェック表

受験番号

氏名

●申請者全員が必ず提出する書類

本人チェック欄：提出する書類に「○」を、提出しない書類に「×」を記載ください。

【全員提出(日本人学生)】

- ・入学料免除・徴収猶予申請書【大学院入学者、被災された学部入学者】、入学料徴収猶予申請書【学部入学者】
- ・住民票【原本】
- ・アルバイト収入状況申立書(社会人学生は不要)
- ・奨学金受給申立書(社会人学生は不要)
- ・令和7年度(令和6年)分課税・非課税証明書【原本】
- ・令和7年度(令和6年)分所得証明書【原本】 … 課税・非課税証明書に収入額・所得額が表記されていない場合のみ

【全員提出(私費外国人留学生)】

- ・入学料免除・徴収猶予申請書【大学院入学者、被災された学部入学者】、入学料徴収猶予申請書【学部入学者】
- ・住民票【原本】
- ・経済生活状況申告書
- ・令和7年度(令和6年)分課税・非課税証明書【原本】、又は、所得証明書【原本】 … 渡日前の学生は提出不要

●各項目に当てはまる者が同一生計内にいる場合、提出する書類

*留学生は、日本で一緒に生活し、かつ下記項目に該当する家族いる場合は、書類を提出してください。

- ・就職・転職 (令和6年1月2日以降に就職・転職、または予定者がいる)
給与等支払証明書、現在の勤務先の最新3か月の給与明細書(写)、就職先で交付された雇用契約書等(写)のいずれか
- ・退職・失職 (入学前1年以内に退職(予定)・失職(予定)者がいる)
退職に関する証明書、解雇通知書(写)、雇用保険被保険者離職票1・2(写)、廃業届(写)、閉鎖事項全部証明書等 のいずれか
- ・雇用保険受給者がいる
公共職業安定所(ハローワーク)が発行する雇用保険受給資格者証1・3面(写)
- ・無職・無収入 (勤労可能な者で、無職・無収入の者がいる)
無職・無収入申立書
- ・年金受給者がいる (恩給、老齢年金、遺族年金、障害年金等)
最新の年金・恩給等の源泉徴収票(写)、決定(改定)通知書(写)、直近の振込通知書(写)のいずれか
- ・母子・父子世帯である
全部事項証明の戸籍謄本【原本】、児童扶養手当通知書(写)、遺族年金支払通知書(写)のいずれか
生別の場合は、慰謝料・養育費等の有無を記載した申立書、死別の場合は、遺族年金の受給があれば「年金受給者がいる」に記載の証明書を、なければその旨を記載した申立書を提出すること
※特別控除における、母子・父子世帯の条件については、「入学料免除及び徴収猶予の申請について」を確認すること。
- ・生活保護受給世帯である
生活保護受給証明書(写)
- ・傷病手当金の受給者がいる
傷病手当金受給通知書(写)
- ・臨時所得があった者がいる(入学前1年以内に生命保険、損害保険、退職金等の臨時所得)
該当する明細書(写)等
- ・学資負担者が死亡 (入学前1年以内)
除籍謄本または死亡診断書(写)
- ・風水害等の被害を受けた (入学前1年以内)
被害状況申立書及び被災(罹災)証明書
- ・盗難の被害にあった (入学前1年以内)
被害状況申立書及び被害金額証明書(写)
- ・6ヶ月以上に渡る長期療養者がいる
長期療養に係る医療費等支出明細書、診断書【原本】(当該療養が6ヶ月以上継続している旨明記されたもの)、
入学手続日から直近6ヶ月分の療養費(患者負担額)の領収書類(写)、保険からの還付金額等のわかるもの(写)
- ・学資負担者が別居している(単身赴任等)
家計支持者別居(単身赴任)に係る経費明細書、別居先の直近3ヶ月間の住居費、光熱水費等の実費額証明書類(写)
- ・障がいを持っている家族がいる
障がい者手帳(写)等
*障害年金を受給している場合は、「年金受給者がいる」に記載の証明書を、受給していない場合はその旨記載した申立書を提出すること
- ・就学者及び各種学校等在学者がいる
入学手続日から1ヶ月前以降に発行された在学証明書【原本】、または有効期限が記載された生徒手帳・学生証(写)
- ・第三者の証明を受けることが出来ない申し立て事項がある
申立書

◎状況に応じてその他の証明書類の提出を求める場合があります。

◎提出書類は、A4版にコピーするかA4用紙に貼るなどして、必ずA4版にしてください。(1件につき1枚の台紙)